

『高知県内にお住まいの高校生等の保護者のみなさまへ』

(被災により就労困難となった場合等、家計が急変した世帯対象)

令和2年度より、家計が急変した世帯も高校生等奨学給付金の支給対象となりました!

高知県では、全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費への支援として返還不要の高校生等奨学給付金を支給しています。

被災により就労困難となった場合等で、保護者等の収入が減少する等の家計急変により【別表1】に相当すると認められる世帯についても給付金の支給対象となります。

Q1：どんな人が給付を受けられますか？

家計急変により収入が減少し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が【別表1】に相当すると認められる世帯の方

※生活保護における高校生等本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)が措置されている世帯は対

象外です。通常の奨学給付金を申請してください。

※保護者の方が高知県外にお住まいの場合、その都道府県の制度が適用されます。

Q2：給付額はいくらですか？

世帯構成や学校の区分・課程に応じて支給します。7月1日までに家計が急変した世帯の場合、

10,100円から152,000円までとなります。(年額を一括で申請者の口座に支給します。)

※7月2日以降に家計が急変した方については、月数に応じて別途算定します。

Q3：申請の方法は？

「令和8年度高知県高校生等奨学給付金申請のご案内(家計急変世帯対象)」をご確認のうえ、「高知県高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書 ※専攻科の場合：高知県専攻科の生徒への奨学のための給付金(家計急変)受給申請書」・「別紙 家計急変に関する届出」をご記入ください。

その他、家計急変について確認できる書類や振込口座について確認できる書類を揃えて生徒が在学する

詳しい内容は「令和8年度高知県高校生等奨学給付金申請のご案内(家計急変世帯対象)」をご確認ください。

○令和8年度分の給付対象となる最終期限：令和9年2月15日(月)

【別表1】(高等学校)

※(世帯区分2・3は高校生等の国籍が日本国等に該当する世帯のみ。)

世帯区分	国公立給付額	私立給付額
1.住民税非課税世帯	143,700円 (通信:50,500円)	152,000円 (通信:52,100円)
2.保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満である世帯未満世帯区分(世帯年収270~380万相当)	47,900円 (通信:16,830円)	50,670円 (通信:17,370円)
3.保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上182,500円未満である世帯(世帯年収380~490万円相当)	35,930円 (通信:12,630円)	38,000円 (通信:13,030円)
4.国籍が日本国等以外で住民税非課税世帯	143,700円 (通信:50,500円)	152,000円 (通信:52,100円)

3ページ [高校生等本人の国籍・在留資格等の要件について](#)をご確認ください。**【別表1】(専攻科)**

世帯区分	国公立給付額	私立給付額
1.住民税非課税世帯	50,500円	52,100円
2.保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満である世帯未満(世帯年収270~380万相当)	16,830円	17,370円
3.保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯(世帯年収380~600万円相当)	12,630円	13,030円
4.国籍が日本国等以外で住民税非課税世帯	50,500円	52,100円
5.国籍が日本国等以外で保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が100円以上105,500円未満である世帯(世帯年収270~380万相当) 又は105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯(世帯年収380~600万円相当)	10,100円	10,420円

3ページ [高校生等本人の国籍・在留資格等の要件について](#)をご確認ください。

■ 高校生等本人の国籍・在留資格等の要件について

◎ 国籍が日本等

- ・ 日本国籍を有する者
- ・ 特別永住者
- ・ 永住者等（日本人の配偶者・子・特別養子、特別永住者・永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している子）
- ・ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ※1
- ・ 家族滞在者のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者 ※2

◎ 国籍が日本等以外

- ・ 定住者のうち ※1以外の者
- ・ 家族滞在者のうち ※2以外の者
- ・ 留学生等（外交、公用、文化活動、留学、研修、特定活動等の在留資格により在留する者）

※令和8年度新入生の留学生は、奨学給付金の支給対象外です。

令和8年度高知県高校生等奨学給付金申請のご案内(家計急変世帯対象)

1 対象となる方

基準日(※)において、次の**全ての要件**に該当する方が対象となります。

※令和8年7月1日現在。7月2日以降に家計急変した場合は、申請のあった翌月(申請日が月の初日の場合はその月)の1日現在。

(1) 高校生等の保護者等で、高知県内に住所を有していること

※保護者等が県外にお住まいの場合、その都道府県にお問い合わせください。

(2) 次のいずれかに該当すること

ア 高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者である方

イ 高校生等が高等学校等学び直し支援金の対象となる方

ウ 高校生等が高校生等・新修学支援金の対象となる方

エ 高校生等が高等学校等専攻科修学支援金の対象となる方

※特別支援学校高等部の生徒や児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象となる生徒を除く

(3) 家計急変により収入が減少し、保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が、『高知県内にお住まいの高校生等の保護者のみなさまへ』【別表1】に相当すると認められる世帯であること。

※生活保護における高校生等本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)が措置されている世帯は対象外となります。
通常の「高知県高校生等奨学給付金」の申請を行ってください。

※家計急変によらない離職(定年退職や正当な理由のない自己都合退職等)は本制度の給付対象外となります。

2 給付額について(生徒一人あたり年額)

『高知県内にお住まいの高校生等の保護者のみなさまへ』【別表1】のとおりです。

※7月2日以降に家計急変した場合、申請を受け付けた翌月(申請日が月の初日の場合はその月)以降の月数に応じて算定します。

(例) 全日制(国公立) 非課税世帯で、10月に家計が急変して11月1日までに申請を行った場合

$143,700 \text{円} \times 11 \text{月} \sim 3 \text{月} / 12 \text{月} = 59,875 \text{円}$ が給付されます。

3 県への申請期限について

令和8年7月1日までに家計が急変した方：**第1回目：令和8年7月31日(金)** 〈消印有効〉

第2回目：令和8年11月16日(月) 〈消印有効〉

令和8年7月2日以降に家計が急変した方：**随時申請を受け付けます。(※)**

※ただし、令和9年2月15日(月)までに申請があったものについて、今年度分の給付対象とします。

高知県内の高等学校等に在学する場合、学校の指定する締切までに各学校に提出してください。

4 認定結果のお知らせや支給について

第1回目期限（7月31日）までに申請のあった方：令和8年10月下旬を予定

第2回目期限（11月16日）までに申請のあった方：令和8年12月下旬を予定

※認定結果のお知らせは、申請者に対して書面で行います。

※7月2日以降に家計が急変して申請を行った方については、審査が完了したのから順次支給する予定です。

5 書類の提出先について

- 高知県内の高等学校等に在学する場合：申請書類は各学校まで提出してください。
- 高知県外の高等学校等に在学する場合：申請書類は高知県に直接提出してください。

6 提出が必要な書類について

(1) 高知県高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書

（専攻科の場合：高知県専攻科の生徒への奨学のための給付金（家計急変）受給申請書）

・黒のボールペンではっきりと記入してください。（消せるボールペンは使用しないこと）

(2) 高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認書類

・提出の有無は受給申請書にてご確認ください。

（高等学校：様式1-1（その3）【1】、専攻科：様式1-2（その2）【1】）を参考）

(3) 別紙 家計急変に関する届出

(4) 保護者等全員の家計急変の発生事由を証明する書類

（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等）

(5) 保護者等全員の家計急変前後の収入を証明する書類

（課税証明書（家計急変前）（扶養親族の記載が省略されていないもの）、会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後） 等）

(6) 扶養誓約書（様式7）（専攻科の場合様式6）

・申請者が主たる生計維持者（生徒が在学中に成人した場合で、18歳となる日の前日において親権者であった者を除く）、または生徒本人である場合

(7) 在学証明書（様式3）（専攻科の場合様式2）

・在籍する高等学校等に証明してもらってください。

(8) 振込口座の分かるもの（預金通帳の写しなど）

・申請書に記載した、申請者本人名義の口座情報の分かるものであること

・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字表記・カナ表記のいずれも必要）が確認できるように、A4サイズ用紙にコピー等してください。

7 その他注意事項

- ・場合によっては書類の追加提出をお願いすることがあります。
- ・申請を行った後に収入見込額の増加を伴う変更があった場合、直ちに申し出をお願いします。
- ・提出された書類については返却されませんのでご了承ください

8 お問い合わせ先

国公立の高等学校等	高知県教育委員会事務局	高等学校課	☎ 088-821-4851
私立の高等学校等	高知県文化生活部	私学・大学支援課	☎ 088-821-4690